

都道府県・政令指定都市名	北海道
--------------	-----

1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局 部 課 (室) 名	環境生活部生活局参事
担 当 職 員 数	9 名 (専任 9 名、兼任 名)

2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	北海道男女平等参画推進本部
設置年月日・根拠	平成 7 年 10 月 3 日 根拠: 北海道男女平等参画推進本部設置規程
長 の 役 職	知事

3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

会 議 の 名 称	北海道男女平等参画審議会
設 置 年 月 日	平成 13 年 7 月 1 日
構 成 員	15 名 (女性 9 名、男性 6 名)

4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間	平成 20 年 4 月 ~ 30 年 3 月		
名 称	第2次北海道男女平等参画基本計画		
改定・見直しの予定時期	平成 30 年 1 月 日		← 未定の場合は○をつけてください。

5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	北海道男女平等参画推進条例
	公 布 日	平成 13 年 3 月 30 日
	施 行 日	平成 13 年 4 月 1 日 一部H13.7.1並びにH13.10.1
	改 正 日	平成 年 月 日
	改 正 内 容	
	改正が予定されている場合、改正予定時期:平成 年 月	
無の場合 ※どちらかに○をつけてください。	制定等について検討中(あれば、具体的に)	
	特に検討していない	

調査時点コード ① 平成20年4月1日 2 平成20年5月1日 3 その他:平成 年 月 日

6 審議会等委員への女性の登用

目 標 値	29 年度まで 40 %	年度まで %	年度まで %
根 拠	第2次北海道男女平等参画基本計画(平成20年3月)、女性の政策・方針決定参画促進要綱(平成10年3月17日決定)		
対象となる審議会等の範囲	法律政令又は条例に基づき設置されている審議会等		
目標の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード 1	審議会等数(159)	うち女性委員を含む審議会等数(157)
		延総委員等数(1587)	延女性委員等数(506) 女性比率(31.9)
うち法律または政令に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード 1	審議会等数(133)	うち女性委員を含む審議会等数(131)
		延総委員等数(1250)	延女性委員等数(394) 女性比率(31.5)
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況(*)	調査時点コード 1	審議会等数(30)	うち女性委員を含む審議会等数(29)
		延総委員等数(1154)	延女性委員等数(311) 女性比率(26.9)
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード 1	委員会等数(9)	うち女性委員を含む審議会等数(7)
		延総委員等数(240)	延女性委員等数(13) 女性比率(5.4)
目標値以外の目標設定	無し		
女性登用方針	人材名簿作成の有無	有 ○ (公表 ○・非公表)・無 ・作成予定有	
	人材名簿が有る場合	掲載人数	529 人 (平成 19 年 5 月現在)
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無	有 ○ ・無 ○
		委員の公募	有 ○ ・無
		その他()	

(*) 平成20年3月時点で法律又は政令により設置義務がある審議会のうち内閣府が把握したもの(参照:別表1(都道府県)、別表2(政令指定都市))

調査時点コード	1	平成20年4月1日	2	平成20年5月1日	3	その他:平成 年 月 日
---------	---	-----------	---	-----------	---	--------------

7 女性公務員の採用・登用状況

(1)管理職の在職状況

調査時点コード 1

		管理職総数			女性管理職の内訳		
		(人) (A)	うち女性管理職 数 (人) (B) = (C+D+E)	女性比率 (%) (B/A)	部局長クラス (人) (C)	次長クラス (人) (D)	課長クラス (人) (E)
本庁	計	529	12	2.3	0	2	10
	うち一般行政職	418	12	2.9	0	2	10
支庁・地方 事務所	計	649	9	1.4	1	2	6
	うち一般行政職	351	5	1.4	1	1	3
再掲	警察本部	241	1	0.4	0	0	1
	教育委員会	94	3	3.2	0	1	2

(2)女性公務員の採用状況

平成19年4月1日～20年3月31日

	総数 (人)	うち女性数 (人)	女性比率 (%)
上級	377	61	16.2
うち 警察本部	297	24	8.1
中級	89	61	68.5
うち 警察本部	29	9	31.0
初級	286	37	12.9
うち 警察本部	256	18	7.0

(3)女性採用・登用のための措置

※実施しているものに○をつけてください。

1. 女性の採用目標の設定	具体的目標()
2. 女性の管理職登用目標の設定	具体的目標()
3. 女性職員の採用・登用に関する計画の策定	
4. 上記3の計画の策定、実施に実質的に関与する「女性職員の採用・登用拡大担当者」の設置	
5. 女性職員の採用・登用の状況や上記3の計画の進捗状況等に関する庁内の意見交換等の場の設置	
6. その他(内容:)	

8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

名称 愛称(通称・俗称)	北海道立女性プラザ (単独施設 ・ 複合施設 ○)				
設置年月日	平成 3 年 11 月 14 日				
所在地等	郵便番号	060-0002			
	住所	北海道札幌市中央区北2条西7丁目道民活動センタービル(かでの2・7)6階			
	電話番号	011-251-6329			
	ホームページ	http://www.womensplaza.pref.hokkaido.jp/			
管理・運営主体 ※1～3について、該当するものに○をつけ、記入してください。	1. 施設管理	直営(担当部局名:)			
		○ 指定管理者(名称: 財団法人 北海道女性協会)			
		その他()			
	2. 事業運営	直営(担当部局名:)			
		○ 指定管理者(名称: 財団法人 北海道女性協会)			
		その他()			
	3. その他	直営(担当部局名:)			
		指定管理者(名称:)			
		その他()			
職員数	常勤 2 人、非常勤 5 人	予算額	平成20年度	24,281	千円
主な事業 { 男女共同参画・女性に関するもの }	* 実施しているものに○を付し、主な事項を記入してください。				
	○ 1. 広報啓発(主な事項: 機関誌の発行)				
	○ 2. 講座(主な事項: 女性大学、女性教養講演会)				
	○ 3. 相談事業(主な事項: 法律相談)				
	○ 4. 情報収集・提供(主な事項: 図書資料、映像・女性関連情報の提供)				
	○ 5. 苦情処理(主な事項:)				
	○ 6. 交流促進(主な事項: プラザ祭開催等による団体相互のネットワーク形成、サポーター登録)				
	○ 7. 企業・NPO法人との連携・働きかけ(主な事項:)				
	○ 8. 国際交流・海外派遣事業(主な事項:)				
	○ 9. 調査研究(主な事項: 男女平等参画に関する指標等作成のためのアンケート実施)				
○ 10. その他(主な事項: 女性プラザボランティアの公募・登録(利用者サポート充実)、女性ボランティアの活動支援)					

14 平成20年度実施予定事業 ※欄が足りない場合には適宜増やして記入してください。

実施予定事業の内容			
上記の事業内容を記入してください。欄が足りない場合には適宜増やして記入してください。			
名 称	事業内容 等	参加予定者数	時 期
1. 委員会・懇話会 ・男女平等参画審議会		委員数15名	年3回 (6, 9, 2月予定)
2. 広報啓発 ・広報誌作成 ・啓発冊子、パンフレットの作成	男女平等参画情報誌「イコール・パートナー」発行 年2回 各13,000部 配偶者暴力防止に関する冊子等作成		7, 3月(予定)
3. 講座 ・配偶者暴力被害者職務関係者研修 ・地域学習会	婦人相談所・DV援助センター職員等を対象とした専門研修 女性の自立と社会参加を促進し、男女平等参画を推進するため地域における学習会を実施する	200人 100人	年2回 未定(7カ所で開催予定)
4. 相談事業			
5. 情報収集・提供			
6. 苦情処理 ・苦情処理委員の設置	弁護士・人権擁護委員1名を設置		
7. 交流促進			
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ			
9. 国際交流・海外派遣事業			
10. 調査研究			
11. その他 ・北海道社会貢献賞 ・北海道男女平等参画チャレンジ賞 ・道民ホールパネル展	男女平等参画社会づくり功労者表彰 北海道男女平等参画チャレンジ表彰 男女共同参画週間及び暴力をなくす運動	被表彰者3名以内 被表彰者3件以内	11月(予定) 1月(予定) 6, 11月

都道府県名 **北海道**

以下のデータの調査時点をお答えください。(該当する時点に○をつけ、その他の場合は調査年月日も記入してください。)

平成20年4月1日現在 平成20年5月1日現在 その他:平成 年 月 日現在

1 都道府県における首長等の状況 ※在任期間(任期)は予定を記入してください。

知事	<input checked="" type="radio"/> 女性 男性	任期:平成 19 年 4 月 23 日 ~ 23 年 4 月 22 日
副知事	3 名 (女性 名、男性 3 名)	

2 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等
*平成20年4月1日現在で設置義務のある審議会等のうち、20年3月に内閣府が把握したもの

審議会等名(現在設置していないもの、審議会委員の任命を行っていないものには番号の前の欄に×を記入してください)	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性委員の割合(%)	備考
1 都道府県防災会議	49	1	2.0	
2 国土利用計画地方審議会	15	5	33.3	
3 土地利用審査会	7	3	42.9	
4 都道府県交通安全対策会議	16	1	6.3	
× 5 自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 自然環境保全審議会) ※6の審議会と統合している場合は6に人数を記入し、この欄は空欄とする。併せて備考欄に「6と統合」と記入する。				6と統合
6 環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関(旧 環境審議会)	20	7	35.0	
7 精神医療審査会	15	4	26.7	
× 8 都道府県生活衛生適正化審議会				必要の都度選任
9 都道府県医療審議会	27	3	11.1	
10 准看護師試験委員	12	7	58.3	
× 11 麻薬中毒審査会				必要の都度選任
12 地方社会福祉審議会	30	9	30.0	
13 地方障害者施策推進協議会	15	4	26.7	
14 国民健康保険審査会	9	2	22.2	
× 15 都道府県農業共済保険審査会				必要の都度選任
16 都道府県森林審議会	8	3	37.5	
17 都道府県建設工事紛争審査会	15	4	26.7	
18 建築審査会	7	3	42.9	
19 都道府県建築士審査会	6	2	33.3	
20 都道府県都市計画審議会	23	2	8.7	
21 開発審査会	7	2	28.6	
22 私立学校審議会	15	5	33.3	
23 石油コンビナート等防災本部	45	2	4.4	
× 24 公害健康被害認定審査会				
× 25 窒素酸化物総量削減計画又は粒子状物質総量削減計画に定められるべき事項について調査審議する協議会(旧 総量削減計画策定協議会)				
× 26 都道府県児童福祉審議会				
× 27 地方港湾審議会				
× 28 土地区画整理審議会				
29 教科用図書選定審議会	20	8	40.0	
30 スポーツ振興審議会	13	5	38.5	
31 介護保険審査会	15	5	33.3	
32 道府県固定資産評価審議会	12	3	25.0	
33 感染症審査協議会	161	55	34.2	
34 警察署協議会	510	159	31.2	
35 土地収用事業認定審議会	7	3	42.9	
36 住民基本台帳法 本人確認情報の保護に関する審議会	7	2	28.6	
37 国民保護協議会	53	0	0.0	
38 地方独立行政法人評価委員会	5	1	20.0	
× 39 市街地再開発審査会				
× 40 都道府県職員委員会				
41 市町村合併推進審議会	10	1	10.0	
× 42 自然再生協議会				
× 43 公益法人等認定審議会				
44 後期高齢者医療審査会				委嘱予定
合 計	1154	311	26.9	

3 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数

委員会、委員名	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性委員の割合(%)	
1 教育委員会	6	1	16.7	H20.4.1現在
2 選挙管理委員会	4	1	25.0	H20.4.5現在
3 人事委員会	3	0	0.0	H20.4.1現在
4 監査委員	4	0	0.0	H20.4.1現在
5 公安委員会	17	3	17.6	H20.4.1現在
6 都道府県労働委員会	27	3	11.1	H20.4.1現在
7 収用委員会	7	2	28.6	H20.4.1現在
8 海区漁業調整委員会	154	2	1.3	H20.4.16現在
9 内水面漁場管理委員会	18	1	5.6	H20.4.21現在
合 計	240	13	5.4	